

## 不起訴処分広報の具体的運用について

令和7年12月3日

最高検察庁

### 1 基本的な考え方

個別の事案ごとに、裁定主文等の公表の可否・程度を判断するという従来からのスタンスの下、検察活動に対する国民の一層の理解を得ることができるよう、引き続き、適切に広報を行う。

### 2 具体的運用

#### (1) 裁定主文等の公表

ア 個別の事案ごとに、裁定主文を公表すべき公益上の必要性の程度及び公表による弊害の程度等を考慮し、相当と認められる場合には、裁定主文を公表する。

イ 裁定主文に加えて一定の説明を行うことについても、公表の公益上の必要性の程度及び公表による弊害の程度等を考慮し、相当と認められる範囲で行う。

#### (2) 裁定主文を公表しない場合の対応

裁定主文を公表しないこととした場合であっても、個別の事案ごとに検討の上、相当と認められる範囲で、裁定主文に代わる一定の説明や裁定主文を明らかにすることのできない理由の説明を行う。